

議案審査の報告に先立ち、総務産業委員会は、今 定例会で当委員会に付託された議案を審査するにあたり、6月4日に全委員出席のもと、関係部長、課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行ったことを報告いたします。

議案第 28 号「諏訪市 行政手続 条例の一部改正について」及び、議案第 29 号「諏訪市 手数料 徴収 条例の一部改正について」の 2 件を一括して報告いたします。

議案第 28 号「諏訪市 行政手続 条例の一部改正について」は、国の「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会 形成基本法等の一部を改正する法律」により、行政手続法の一部が改正され、聴聞等の通知に係る公示送達デジタル化されたため、本条例においても同様の改正が行なわれるものであります。

主な質疑では、

□ 申請が提出先とされている機関の事務所に到達してから、当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間とは何日くらいか、との問いに、

■ 2 週間程度になる、との答弁。

□ 公示の方法がインターネットになると、従来の方法に比べてどのようなメリットがあるか、との問いに、

■ 市のホームページを見るとタイムラグが無く、0 時にアップされる、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

続いて、

議案第 29 号「諏訪市手数料徴収条例の一部改正について」は、建築基準法の規定に基づく建築主事及び特定行政庁を、本年 9 月 30 日をもって廃止することに伴い、同法に関連する手続の審査手数料に係る規定が削除されるものであります。

質疑・討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

報告は以上となります。

議案第 31 号「諏訪市 下水道条例の一部改正について」、及び、議案第 32 号「諏訪市 総合計画 基本構想の計画期間の変更について」の 2 件を一括して報告いたします。

議案第 31 号「諏訪市 下水道条例の一部改正について」は、下水道事業において、人口減少に伴う収入の減少に加え、昨今の物価高騰の影響による維持管理費等の増加により、厳しい経営状況にあることから、持続可能な下水道事業の経営を図るため、諏訪市公営企業 運営審議会からの答申を踏まえ、平均改定率 19.52%の使用料の改定を行い、本年 10 月 1 日から適用するものであります。

主な質疑では、

□ 平成 21 年度の改定から 16 年間以上、料金を据え置いているが、この間どのような経営努力をしてきたのか、との問いに、

■ 下水道事業に関わる人件費を抑えてきた。平成 28 年度から令和 6 年度の人件費を比べると更に 8%の削減を行っている。下水道管理においても、社会資本総合交付金を活用して老朽化対策・耐震化対策を実施している。しかし、下水道の管渠<sup>かんきょ</sup>の耐用年数は 50 年とされている中、供用開始から 47 年を経過している。今後数年のうちに、毎年のように下水道の管渠<sup>かんきょ</sup>の更新が必要となり、財源が必要となる、との答弁。

□ 平均で、19.5%の改定率となっている。現在、経費の回収率は 100%を下回っているが段階的に 100%を目指す理由は、との問いに、

■ 目指すところは、経費回収率 100%だが、現在は下回っているため、一般会計から繰入金で賄っている。早い段階で経費回収率 100%を目指す、今回よりも高い改定率となってしまう。試算では 35%以上となっている。計画の最終年度である令和 17 年度に目標が達成できるように考えている、との答弁。

□ 一般会計からの繰入金は、交付税額の措置額以上にはできないのか、との問いに、

■ これまでは、交付税額の措置額以上の繰り入れを行ってきたが、市の財政も苦しい状況となっていることから、繰り入れる金額を交付税の措置額を基準とするよう改め、令和 7 年度から実施している、との答弁がありました。

討論では、

現在、物価高騰で生活が大変な状況なので、値上げするタイミングとしては良くない。経営の努力は理解するが、まだできることはあるのではないかと思うので、反対との討論。

16 年以上料金を据え置いてきたが、事業運営は大変厳しい状況にある。今後も、事業の効率化や経費削減の努力は求めるが計画的な耐震化・老朽化対策を進めるためには必要なことであるので、賛成との討論があ

りました。

採決の結果、当委員会は賛成多数で可決であります。

続いて、

議案第 32 号「諏訪市 総合計画 基本構想の計画期間の変更について」です。現行の第六次諏訪市総合計画は、今年度末までを計画期間としているが、これは市長並びに議員の任期最終年度とも重なり、新たな計画に盛り込む政策の方向性や、その策定過程における合意形成のあり方について課題があるため、それらを踏まえて現行の計画期間を 1 年延長し、令和 9 年度までの 6 年間とされるものであります。

質疑・討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

報告は以上となります。

議案第 33 号「令和 8 年度 諏訪市一般会計補正予算 第 1 号」は、補正額 6 億 9,719 万 1,000 円で、累計額は 264 億 9,719 万 1,000 円となります。なお、今回の補正では、県の地域発元気づくり支援金の採択を受けたことに伴う、商工業振興費及び産業連携推進費に係る既存事業に県支出金を充当するための財源振替が併せて計上されております。

予算の第 2 条は、債務負担行為の補正であります。公共施設 LED 照明借上料につきましては、リース方式による LED 照明の導入に係る事業期間が令和 20 年度まで及ぶため、文化センターに係る大規模改修工事費につきましては、現在の社会情勢を勘案し、令和 9 年度に予定していた舞台機構設置工事を早期発注するため、それぞれその期間及び限度額を定め、債務負担行為として追加されるものであります。

予算の第 3 条は、地方債の補正であります。道路舗装新設修繕事業ほか 2 件の変更で、限度額全体では 5,800 万円の増となります

それでは、当委員会に付託された部分について報告いたします。

はじめに、総務費は、補正額 3 億 210 万円であります。総務管理費に、地方財政法の規定等による財政調整基金への積立金及び長野県市町村振興協会の助成金事業の採択に伴う地域活動助成事業補助金が計上されました。

農林水産業費は、補正額 3,340 万 4,000 円で、農業費に、地域の中核となる農業の担い手が経営改善のために機械等を導入する経費に対する補助金や信州諏訪農業協同組合が実施する共同施設の再編集約・合理化事業に対する補助金が計上されております。

次に、商工費は、補正額 2 億 4,100 万円で、商工費に物価高騰や世界情勢の不安定化の影響を受ける事業者支援として、事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、中小企業振興資金に係る金融機関への預託金を増額し、融資枠の拡充を図るための経費が計上されました。さらに、事業者支援に合わせ、需要の喚起や消費の下支えを図るため、市内の事業所等で利用できるプレミアム付きの事業者間取引券を昨年度に引き続き発行する経費が計上されております。これらの事業者支援につきましては、諏訪商工会議所から提出されました「原油の供給不足の影響を受ける事業者支援について」の要望を受けて実施される経済対策となっております

土木費は、補正額 7,812 万 5,000 円で、道路橋梁費に、県の歩掛改訂に伴い事業費が増加する橋梁調査・点検委託料の不足分が計上されるとともに、河川費も含めて、要望箇所の改修等に要する経費が追加計上されました。また、都市計画費には、立石公園のオーバーツーリズム対策として、駐車場の増設に係る設計経費が新たに計上されております。続いて、消防費は、補正額 360 万円で、国の交付金の決定等に伴い、避難所で使用する 自動ラップ式簡易トイレや非常用圧縮毛布の購入に要する経費が新たに計上されました。

主な質疑では、

□ 立石公園の増設予定の駐車場は、700メートルほど公園を過ぎた所にある。案内はどのようにするのか、との問いに、

■ 駐車場の整備に合わせ看板を設置する予定、との答弁。

□ 今、観光のトップシーズンには警備員が配置されているが、今後も同じか、との問いに、

■ 観光のトップシーズンには、駐車場が満車になることも予想されるので、警備員を配置する、との答弁。

□ プレミアム付きの事業者間取引券について、昨年の場合、予定は 1 社につき上限 30 冊だったが追加募集をして 80 冊となった。今回は、1 社につき上限 50 冊としたが、残ったら追加募集をするのか、との問いに、

■ 今回は、残った場合は「再販有」と明記して募集をする、との答弁。

□ 魅せる工場見学の今年度の対象範囲は、との問いに、

■ 昨年度実施した諏訪実業高校生に加えて、新たに岡谷工業高校生も対象とする予定、との答弁。

□ 自動ラップ式簡易トイレは、便利なものだと思うが、職員が実際に使ってみるなど、使い心地の確認はしたのか、との問いに、

■ 5 月の避難所等 担当職員 打合せ会で作動させてみた。本年 8 月 30 日の地震総合防災訓練の際には、地区住民を対象に使ってみたい、との答弁。

□ 公共施設 LED 照明導入に係る事業に関して、入札対象事業者には、市内業者は含まれていないと思うが、今後のメンテナンスを考えると、地元の電気店は大事だと思うので、何らかの制約を付けるのか、との問いに、

■ これから仕様書を策定する段階。工事に関しては、市内業者を優先して活用することを努力義務として仕様書に織り込むことを想定している、との答弁。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

報告は以上となります。

議案第 34 号「令和 8 年度 諏訪市下水道事業会計補正予算 第 1 号」、議案第 35 号「工事請負契約をするについて」及び議案第 36 号「工事請負契約をするについて」の 3 件を一括して報告いたします。

議案第 34 号「令和 8 年度 諏訪市 下水道事業会計補正予算 第 1 号」は、下水道使用料の改定に伴い、下水道使用料による収益を 6,167 万 6,000 円増額するとともに、収入が増えることに伴う消費税及び地方消費税 560 万 7,000 円が増額計上されるものであります。

主な質疑は、関連議案の、議案第 31 号「諏訪市下水道条例 の一部改正について」で行われたものと同様です。

討論では、

議案第 31 号「諏訪市下水道条例の一部改正について」は可決されたが、補正予算に、値上げに伴う予算が盛り込まれるのは賛成できない、との反対との討論。

周知に関しては分かりやすく丁寧な説明を求めるが、議案第 31 号「諏訪市下水道条例の一部改正について」は可決され、それに伴う予算なので、賛成との討論がありました。

採決の結果、賛成多数で可決であります。

次に、

議案第 35 号「工事請負契約をするについて」は、令和 8 年度 旧東洋バルヴ 諏訪工場 建屋解体工事の請負契約について、去る 4 月 30 日に一般競争入札を行い、総合評価落札方式により、3 億 250 万円藤森土木建設 株式会社花落札し、5 月 28 日に仮契約を行った。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決が求められるものであります。

主な質疑では、

□ 入札の経過に関して、「低入札価格調整により無効」となった理由は、との問いに、

■ 今回設定した「低入札価格」を下回った。そのため、調査を行ったが、条件として求めていた「配置技術者」が置けなくなった、との説明があったので、当該札を無効とした、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

続いて、

議案第 36 号「工事請負契約をするについて」は、令和 8 年度 旧城北小学校解体工事の請負契約について、同じく 4 月 30 日に一般競争入札を行い、総合評価落札方式により、4 億 1,591 万円で株式会社 信濃環境整備 が落札し、5 月 28 日に仮契約を行った。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決が求められるものであります。

主な質疑では、

□ 落札業者は、他の業者とくらべて安価となっている。その理由は、との問いに、

■ 低入札調査は行った。この業者は、解体専門業者であり、解体に使用する重機等を所持しており、レンタルの必要がないことや、廃棄物に関しても自社の処分場を利用できる事から、大幅に金額が安くなっている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

報告は以上となります。